

議案第8号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 略

2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 略

2 前項に規定する基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、別表第1の1の表従業者の配置の項第5号及び3の表従業者の配置の項第5号に掲げる基準とする。ただし、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに当該基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

附 則

この条例は、公布の日から施行する。